

重要事項説明書

(注) 保険申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

AIG損害保険株式会社

この書面では、グループ傷害保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」など）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項**注意喚起情報** ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。
この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「保険の約款」に記載しています。必要に応じて取扱代理店・扱者または弊社にご請求ください。
なお、「保険の約款」は、ご契約後に保険証券とともにお届けします。



このマークに記載の項目は、「重要事項説明書の補足事項」(*)に記載されています。

(*)「重要事項説明書の補足事項」は、弊社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。
- ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

■用語のご説明 普通保険約款・特約にも「用語のご説明」(用語の定義)が記載されておりますので、ご確認ください。

用 語		ご 説 明
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査などにより認められる異常所見をいいます。
き	危険	ケガまたは損害などの発生の可能性をいいます。
	急激かつ偶然な外来の事故	転倒・交通事故・運転中の打撲・骨折などの外的要因による事故をいいます。
こ	ご契約者	弊社に保険契約の申込みをする方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
し	就業中	被保険者が職務に従事している間および住居と就業の場所との間を合理的な経路・方法により往復する出勤または退勤途上をいいます。 なお、被保険者が事業主または役員の場合には、次のいずれかに該当している間をいいます。 ・勤務会社の就業規則などに定められた正規の就業時間中 ・勤務会社の施設内にいる間および勤務会社の施設と他の施設との間を合理的な経路・方法により往復する間 ・取引先との契約・会議などのために取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または勤務会社との間を合理的な経路・方法により往復する間
	重度後遺障害	失明、両耳の聴力全失、咀嚼および言語の機能の全廃などの障害をいいます。なお、同一の事故により2種類以上の後遺障害が生じた場合には、その保険金支払割合が78%に達する場合を含みます。
た	他の保険契約	傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、グループ傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、ライフスタイル傷害保険、業務災害総合保険および同一の補償を提供する保険(共済を含みます。)をいいます。
と	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
ひ	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
ふ	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続などに関する原則的な事項を定めたものです。
ほ	保険期間	保険のご契約期間をいいます。
	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償されるケガまたは損害などが生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
	保険料	ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
む	無効	ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

●この保険は、被保険者が就業中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合などに、保険金をお支払いします。

●基本となる補償およびセットすることができる主な特約(任意セット特約)は次のとおりです。

基本となる補償 (ケガの補償)	セットすることができる主な特約 (任意セット特約)		
死 亡 後 遺 障 害 (※1)	傷 害 医 療 費 用 補 償 特 約	休 業 療 養 保 険 金 等 支 払 特 約	疾 病 入 院 医 療 費 用 補 償 特 約
重 度 後 遺 障 害 入 院	疾 病 入 院 療 養 一 時 金 支 払 特 約	疾 病 入 院 医 療 保 険 金 支 払 特 約	地 震 ・ 噴 火 ・ 津 波 危 険 補 償 特 約
手 術 (※2) 通 院	フ ル タ イ ム 補 償 特 約		

(※1) 後遺障害保険金には、「後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約(後遺障害等級表型)」が自動的にセットされます。

(※2) 入院保険金がセットされる場合に、「手術保険金支払特約(公的医療保険準拠型)」が自動的にセットされます。

(2) 基本となる補償および保険金額の設定方法等

就業中(通勤途上を含みます。)の事故によりケガをした場合に、次の保険金をお支払いします。いずれも事故日を含めて180日の間が対象です。

(注) 有毒ガス・有毒物質による急性中毒および就業中に摂取した食品が原因の細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も対象となります。

① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。

また、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは、「保険の約款」をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	ケガにより亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。 (注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から差し引いてお支払いします。	●急激かつ偶然な外来の事故によらないケガ(疲労骨折など) ●故意または重大な過失 ●自殺行為 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。) ●戦争・革命・内乱・暴動
後遺障害保険金	ケガにより後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注) お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●放射線照射・放射能汚染 ●通常の道路以外での自動車・バイク等による競技・競争・練習中の事故
重度後遺障害保険金	死亡・後遺障害保険金額の78%以上の後遺障害保険金をお支払いする重度の後遺障害が生じ、事故日を含めて180日を経過した時点で生存している場合に、お支払いした後遺障害保険金と同額をお支払いします。	●危険な運動中の事故(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)
入院保険金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき180日限度)	●むちうち症、腰痛などのうち画像検査などで異常が認められないもの
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 [ご契約の入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [ご契約の入院保険金日額×5]	●入浴中の溺水(ただし、弊社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
通院保険金	ケガにより通院した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。通院に準じた状態(※1)および往診も対象となります。(1事故につき90日限度) (※1) 骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2) 固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。	など

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

② 主な特約の概要

契約概要

注意喚起情報

特約には、次の2種類があります。

a. ご契約時のお申出にかかわらず、自動的にセットされる特約 **自動セット特約**

b. ご契約時にお申出があり、弊社が引き受ける場合にセットされる特約 **任意セット特約**

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害医療費用補償特約 任意セット特約	就業中の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。(1事故につきご契約の保険金額限度) ● 公的医療保険制度の一部負担金など治療のために病院に支払った費用 ● 入院・転院のための交通費 ● 医師の指示による薬剤、医療器具などの費用 (注) 労災保険からの給付などを差し引いてお支払いします。	● 急激かつ偶然な外来の事故によらないケガ(疲労骨折など) ● 故意または重大な過失 ● 自殺行為 ● 自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。) ● 戦争・革命・内乱・暴動 ● 放射線照射・放射能汚染 ● 通常の道路以外での自動車・バイク等による競技・競争・練習中の事故 ● 危険な運動中の事故(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ● むちうち症、腰痛などのうち画像検査などで異常が認められないもの ● 入浴中の溺水(ただし、弊社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) など
休業療養保険金等支払特約 任意セット特約	就業中の事故によるケガが原因で事故日を含めて180日以内、かつ、保険期間中に就業不能となった場合に、次の保険金をお支払いします。 ● 休業療養保険金 就業不能が開始した日から30日を限度に、[ご契約の保険金日額×就業不能日数]をお支払いします。 ● 手術療養保険金 休業療養保険金が支払われる場合で、就業不能が開始した日から30日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 [ご契約の保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [ご契約の保険金日額×5] ● 入院療養一時金 休業療養保険金が支払われる場合で、1泊2日以上入院日数が通算8日以上となったときに、[ご契約の保険金日額×10]をお支払いします。 ● 長期休業療養一時金 休業療養保険金をお支払いする場合で、30日間継続して就業不能となり、かつ、31日目においても就業不能が継続していたときに、部位およびその症状に応じて定めた金額をお支払いします。	
地震・噴火・津波危険補償特約 任意セット特約	地震・噴火またはこれらによる津波が原因でケガなどをした場合も、保険金をお支払いします。	
フルタイム補償特約 任意セット特約	日常生活中や休暇中など、就業中以外でケガ^(※)をした場合も保険金をお支払いします。 (※) 有毒ガス・有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。 (注) 準記名式契約の場合、常勤の役員、社員(常勤のパート・アルバイトを含みます。)にのみセットできます。	——
疾病入院医療費用補償特約 任意セット特約	保険期間中に日本国内で、公的医療保険制度や労災保険などを利用して1泊2日以上入院した場合または先進医療を受けた場合に、そのいずれか早い日から365日目月の末日までに負担した次の費用などをお支払いします。 (1回の入院につきご契約の保険金額(50万円・80万円・100万円のいずれか)が限度) ● 入院時の治療費 入院による医療費の3割自己負担分をお支払いします。お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。 ● 食事療養費 入院時の食事療養費の自己負担分をお支払いします。 (次ページへ続く)	● 保険期間の開始時(保険期間の開始後、新たに保険の対象となった被保険者については、その対象となった時より前に発病した病気ただし既に発病していた病気であっても、保険期間開始日から2年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。 ● 故意または重大な過失 (次ページへ続く)

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項



の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院医療費用補償特約 任意セット特約	(前ページから続く) ●差額ベッド代 差額ベッド代を[1万円×入院日数]を限度にお支払いします。ただし、医師の指示、他の病室が空いていなかったなどの「治療上の必要性」があった場合にはこの限度額を超えても自己負担となった額をお支払いします。 ●先進医療費用 先進医療^(※1)を受けた場合に、先進医療の技術料をお支払いします。通院の場合も対象となります。 ●交通費 入退院・転院時または先進医療を受けるための通院時の交通費をお支払いします。 ●諸雑費 諸雑費として入院1日につき1,100円(2022年7月現在)をお支払いします。 ●親族付添費^(※2) 親族付添費として1日につき4,200円(2022年7月現在)、および付添いのための交通費・寝具料をお支払いします。 ●ホームヘルパーの雇入費用など ホームヘルパー・ベビーシッター・清掃代行サービス業者の雇入費用^(※3)、保育所への預入費用^(※3)、介護従事者の雇入費用、介護施設への預入費用をお支払いします。 (※1)「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。 なお、「患者申出療養」として受けた診療行為は「先進医療」に該当しません。 (※2)重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が認めた期間に限りです。 (※3)医師が認めた付添期間中または家事従事者である被保険者(従業員など)の入院期間中に発生した費用に限りです。	(前ページから続く) ●自殺行為 ●被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用 ●アルコール依存・薬物依存 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 ●むちうち症、腰痛などのうち画像検査等で異常が認められないもの ●妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩の場合はお支払いします。) など
疾病入院医療保険金支払特約 任意セット特約	病気の治療のために1泊2日以上継続して入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1回の入院につきご契約の日数(30日・60日・90日のいずれか)が限度)	
疾病入院療養一時金支払特約 任意セット特約	ご契約時に定めた入院日数(5日・15日・30日のいずれか)以上の継続入院が必要と医師に診断された場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。(同一の病気につき1回限度)	

(注)特約の詳細および記載のない特約については「保険の約款」をご参照ください。

③ 補償の重複 **注意喚起情報**

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(この保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

(注)1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
a.	傷害医療費用補償特約	傷害保険の傷害医療費用補償特約
b.	葬祭費用補償特約	傷害保険の葬祭費用補償特約

④ 引受条件(保険金額の設定等) **契約概要**

保険金額の設定にあたっては、次のa.～d.にご注意ください。

a.お客さまが実際に契約する保険金額・日額については、保険申込書の保険金額・日額欄や「保険の約款」などでご確認ください。

- b.各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。また、既に他の傷害保険契約を契約している場合には、保険金額・日額を制限させていただくことがあります。保険金額・日額は、ご契約者の災害補償規定などに定める金額や被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。
- c.死亡に関する保険金額は、次の①、②のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契約と合算して1,000万円が限度となります。
- ①被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
- ②被保険者の同意を得ていない場合（ご契約者と被保険者が同一の場合を除きます。）
- d.保険金額・日額は、公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保険期間:原則1年
 - 補償の開始:保険期間の開始日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)
 - 補償の終了:保険期間の終了日の午後4時
- お客さまが実際に契約する保険期間については、保険申込書の保険期間欄でご確認ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、以下の要素によって決定されます。
お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

●保険金額・日額 ●保険期間 ●仕事の内容 ●保険料払込方法 など

(注)「暫定保険料」によりご契約いただいた場合には、保険期間中の被保険者数の通知および保険期間終了後の「確定保険料」との精算が必要になります。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の主な払込方法は、次表のとおりです。他にクレジットカード払やコンビニ払があります。
ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	一時払	分割払 ^(※1)	
		初回保険料	2回目以降
口座振替	○ ^(※2)	○ ^(※2)	○
現金払	○	○	○

(※1)分割払をお選びいただけるのは、保険期間1年のご契約のみです。分割払の場合は、所定の保険料の割増が適用されます。

(※2)「初回保険料の口座振替に関する特約」がセットされたご契約に限ります。

【ご契約時に直接保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、保険期間の開始日から取扱代理店・扱者または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いいたしません。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

- 保険料は、払込期日までに払い込んでください。
- 次表の払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いいたしません。
また、ご契約を解除する場合があります。

主な払込方法	一時払	分割払	
		初回保険料	2回目以降
口座振替	払込期日の翌々月末日 ^(※) まで		
現金払	払込猶予なし	払込期日の翌月末日まで	

(※)ご契約者に故意または重大な過失があった場合または一部の団体契約の場合は、翌月末日となります。

- 保険料の払込猶予期間は、保険種類や保険料の払込方法によって異なりますのでご注意ください。



(4) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書・契約明細書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

ご契約者・被保険者には告知義務があり、取扱代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書または契約明細書に告知事項として明示している項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除することがあります。また、ご契約を解除した場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」^(※)の情報
- ②被保険者本人の保険期間開始日における「年齢」
- ③「他の保険契約」の有無。有の場合は、その金額

(※)職業が次の「お引受けできない職業」に該当する場合には、ご契約をお引受けできません。

お引受けできない職業

炭坑、鉱坑などの坑内で作業を行う方、スタントマン、職業スポーツ家、オートテスター(テストライダー)、テストパイロット、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、海面での漁業従事者、トンネル・ダム掘さく工、石切・採石作業員、発破員、運転代行運転者、船舶関係従事者、バイク便運転者、ピザ宅配員、船内・沿岸・港湾における運搬作業員、火薬類・強酸・劇毒物などの危険物の製造作業員、潜水作業員、潜函工、壁面などの危険な場所で清掃を行う方、自衛官、警察官、海上保安官、消防員、麻薬取締官

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

この保険は、保険期間が1年以内のみとなるため、ご契約のお申込み後、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

(3) 死亡保険金受取人

注意喚起情報

- ①死亡保険金受取人を特に定めない場合
死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- ②死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
なお、ご契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者の同意のないままに契約していた場合は、保険契約が無効となります。
- ③ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

(注)企業などがご契約者および死亡保険金受取人となり、従業員などを被保険者とする場合は、ご契約者から、被保険者(従業員など)に対し、保険の加入についてご説明ください。

(4) 準記名式契約の確定精算

注意喚起情報

人数方式(個々の被保険者名を申込書に記載せず、保険契約締結時において被保険者の人数により契約する方式)でご契約の場合、被保険者の増減員や入れ替りのたびの報告は必要ありませんが、被保険者数確認日の直前1か月間で被保険者数が最大となった日の人数を毎月ご報告いただき、保険料を精算する必要があります。被保険者が契約締結時より増員し保険料を精算されなかった場合で、保険金のお支払事由が発生した際には、保険金を削減してお支払いすることがあります。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項



の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

- ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

保険証券記載の「職業・職務」を変更した場合

(注) 変更後の職業が弊社のお引受可能な範囲を超える場合(次の「お引受けできない職業」に該当する場合)には、弊社からご契約を解除することがあります。

お引受けできない職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

- ①保険証券記載の住所・電話番号を変更した場合
- ②特約の追加など、契約条件を変更する場合

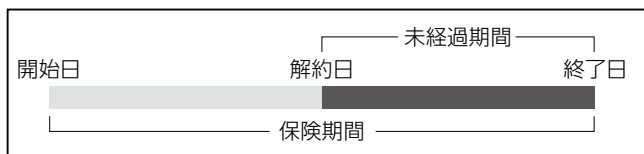
(2) 解約時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料(解約返戻金)を返還します。
- 解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。



(注) 解約時の返還保険料の計算方法につきましては、弊社ホームページ(URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo/contractor/rp/b/>)をご覧ください。また、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(3) 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者のご契約者が異なる場合で、一定の要件に合致するときは、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。



その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金や解約時の返還保険料(解約返戻金)などは次の割合で補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

	保険金	解約返戻金
補償割合	100%(破綻後3か月以内の事故) 80%(破綻後3か月経過後の事故)	80%

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまとのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報を外部へ提供することがあります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合
- ② 再保険(再々保険以降の出再を含みます。)の手続きをする場合(外国にある事業者との手続きを含みます。)
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-policy>)

(4) 継続契約について

- 保険金請求状況などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。
- 弊社が、補償内容・保険料率などを改定した場合、改定日以降を保険期間の開始日とする継続契約には、その保険期間の開始日における普通保険約款・特約、保険料率などが適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることや、ご契約を継続できないことがあります。

(5) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させた場合
- 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求に関して詐欺を行った場合
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

(6) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、「保険の約款」に定める書類のほか、「重要事項説明書の補足事項」に記載の書類などをご提出いただく場合があります。

 事故が起こった場合の手続、代理請求人制度

その他

 共同保険、契約内容登録制度、保険証券の確認・保管

1.保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

●商品・ご契約内容に関するお問い合わせは
0120-016-693(通話料無料)
受付時間:平日・土・日・祝日 午前9時～午後5時
(年末年始を除きます。)

●弊社への苦情・ご不満を承る窓口は
お客さまの声室
0120-246-145(通話料無料)
受付時間:午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

2.事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。(事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。)

事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは

0120-01-9016(通話料無料)

受付時間:24時間365日

3.弊社の契約する指定紛争解決機関 **〈注意喚起情報〉**

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808(ナビダイヤル 全国共通・通話料有料)
受付時間:平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日および12月30日～1月4日を除きます。)
※電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。
※電話リレーサービス、IP電話からは、同協会ホームページの「そんぽADRセンターの連絡先・所在地」に記載の直通番号へおかけください。
一般社団法人日本損害保険協会のお客様対応窓口で、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。また、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

一般社団法人保険オンブズマン
03-5425-7963(通話料有料)
受付時間:平日 午前9時～12時、午後1時～5時
(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)
詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。
<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

※IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。



ご契約内容に関する確認について

弊社では、お客さまのご意向に沿った保険商品をご提案させていただくことに努めておりますが、ご提案した保険商品がお客さまのご意向に沿った内容であること、お申し込みいただくうえで特に重要な項目が正しく記入されていることをご確認いただいております。お手順をおかけいたしますが、ご契約手続きにあたり、下記の内容についてご確認いただき、保険申込書に記入が必要な項目については、該当欄へご記入いただきますようお願いいたします。

ただし、ご勤務先などの団体契約にご加入いただくお客さまにつきましては、加入依頼書などへのご記入は不要とさせていただいておりますが、下記AおよびBについてはご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。

なお、ご確認の結果、修正すべき点があった場合には、ご契約内容を訂正させていただきますので、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

A 希望される主な補償や保険金額、保険期間、補償の重複、被保険者欄の記載項目などについてご確認ください。

- この保険は、ケガによる死亡・後遺障害や入院・通院などを主な補償としています。ご希望どおりであるかご確認ください。
- 「補償の内容」や「特約の内容」、「保険金額」、「保険期間」、「保険料」、「保険料の払込方法」はご希望どおりであるかご確認ください。補償内容の詳細については、パンフレットや重要事項説明書（本書面）などでご確認ください。
（注）「保険金額」や「保険期間」などについては、ご契約内容や弊社規定などによって、ご希望に沿えない場合もございます。
- 契約者配当金制度は、この保険には適用されません。
- 既にご加入されている保険契約の一部または全てと補償が重複する場合がありますので、その保険契約の補償内容もご確認ください。
- 被保険者を記名により特定いただくご契約方式の場合、「生年月日」や「年齢」、「性別」、「職業・職務」、「他の保険契約」を正しく記入されているかご確認ください。
（注）「職業・職務」は告知事項および通知事項、「他の保険契約」は告知事項に該当します。

B 団体契約・包括契約の場合にご確認ください。

●各種割引制度について

団体契約および包括契約では、以下の割引を適用できる場合があります。ただし、以下③～⑤までの割引については、重複して適用ができません。具体的な適用条件、適用の可否、割引率等につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にご照会ください。

割引制度	概要
①多数割引	被保険者数が20名以上の団体契約について、被保険者数などに応じて割引率が決定されます。
②損害率による割増引	被保険者数が1,000名以上の団体契約について、保険料、保険期間などが所定の条件を満たす場合、過去のご契約における引受成績（保険料・お支払いした保険金の額）に応じて、保険料を割引する制度です。 ただし、引受成績が悪化した場合には、保険料が割増となる場合があります。
③役職員一括割引	企業などの役職員全員 ^(※) を一括して契約する被保険者数20名以上の団体契約について、保険料を割引する制度です。 (※) 役員、出向者、パート・アルバイトなどの方を対象外とする場合でも全員と見なします。
④企業一括割引	企業などの役職員全員 ^(※) を一括して契約する団体契約の被保険者数5名以上19名以下の団体契約について、保険料を割引する制度です。 (※) 役員、出向者、パート・アルバイトなどの方を対象外とする場合でも全員と見なします。
⑤大口団体契約割引	被保険者数が10,000名以上、かつ保険期間1年である団体契約について、保険料を割引する制度です。

●重要事項説明書の配付について

団体契約（任意加入方式）の場合、募集対象となる方に重要事項説明書を事前に配付いただき、書面に記載の内容をご確認のうえでご加入いただくようご説明ください。

C 集団扱の場合にご確認ください。

集団扱契約については、ご契約者や被保険者の範囲に制限があり、所定の条件を満たす必要があります。

保険申込書の保険契約者欄にご契約者と集団の関係、被保険者欄にご契約者と被保険者の関係をそれぞれご記入ください。

ご契約者と集団のご関係	ご契約者と被保険者のご関係
・集団を構成する法人または個人 ・上記法人または個人に雇用されている方 ・集団に勤務する方 ・集団自身	・ご契約者本人 ・ご契約者の配偶者 ・ご契約者または配偶者の同居の親族 ・ご契約者または配偶者の別居の扶養親族 ・ご契約者の役員・従業員（集団扱でご契約者が法人・個人事業主の場合）